⑰　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

①　低入札価格調査の対象工事となった場合は、低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について（平成18年８月１日付け18経第724号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

ア　発注者の監督強化　施工段階における確認マニュアルの一部改正について（平成18年３月31日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

イ　施工体制の点検　施工体制の確保を図るため、施工体制台帳提出時に、主として、一般管理費及び現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。

ウ　下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。なお、下請けに変更が生じた場合は、再提出するものとする。また、工事現場等における施工体制の点検要領（平成13年４月27日付け13経第180号農林水産省大臣官房経理課長通知）及び施工体制点検審査マニュアル（平成15年４月11日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）に基づき、随時、下請けへの支払い状況の調査を実施する。

エ　受注者側技術者の増員について　予定価格が２億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が東北農政局管内の直轄工事において、本工事の公告の日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置するものとし、低入札価格調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ａ　工事成績70点未満の評定を通知された者

ｂ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ｃ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者

ｄ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

②　全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。

ア　対象工事について、次のａからｃの段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

ａ　施工確認段階

ｂ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ｃ　下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

イ　上記５の⑰の②のアに示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。

（総合評価落札方式の場合）

１年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50％減ずる。

（公募型指名競争入札等の場合）

１年間にわたり、当該企業の評価点を３点減ずる。

ウ　上記５の⑰の②のアに示す文書指示の回数が２回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）において、次の入札参加制限を講ずる。

ａ　対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の別の新規工事に係る入札参加を制限する。

ｂ　対象工事が２箇年以上にわたる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

エ　当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記５の⑰の②のイと同様の措置を講ずる。

⑱　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuo Sasaki, Director General of Tohoku Regional Agricultural Administration Office

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction works of Ushiroyachi drainage pump station, Nakatsuyama agriculture irrigation project

(4)　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 11 : 30 A.M., 10 March, 2014

(5)　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 9 : 30 A.M., 9 April, 2014, in case of submission by document : 9 : 30 A.M., 9 April, 2014, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M., 8 April, 2014

(6)　Contact point for tender documentation : Shun Niizeki Contract Section, Accounting Division, Administration Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Honcho Aoba-ku Sendai city Miyagi Prefecture 980―0014, Japan. TEL 022―263―1111 ex. 4032

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年２月12日

独立行政法人

農業・食品産業技術総合研究機構

統括部長　神山　　修

◎調達機関番号　607　◎所在地番号　08

１　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　中央農業総合研究センター第１研究本館ほか耐震改修工事

(3)　工事内容　入札説明書による。

(4)　工期　平成26年11月28日

(5)　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6)　本公告については、平成25年８月21日付官報（号外政府調達第157号）に掲載した入札公告の再度公告である。

２　競争参加資格

(1)　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。

(2)　実施規則第９条の規定に該当しない者であること。

(3)　平成25・26年度の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格における「建設工事」の業種区分のうち「建築一式工事」において「Ａ」の等級に格付されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続に基づく競争参加資格の再申請を行うこと。）。ただし、農林水産省大臣官房経理課又は農林水産技術会議事務局筑波事務所が作成の有資格者名簿に登載されている者のうち上記と同じ等級に格付されている者を含む。